

パブリックコメントの結果について

「白井市耐震改修促進計画（改定）（案）」について、市民の方々からご意見を募集したところ、下記のとおり、ご意見をいただきました。

いただいたご意見とこれに対する本市の考え方については次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

案 件	「白井市耐震改修促進計画（改定）（案）」に関する意見公募		
募集期間	令和4年8月10日（水）～令和4年9月1日（木） （23日間）		
意見の件数 （意見提出者数）	10件（1名）		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	0件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	0件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	1件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	9件

No.	指摘箇所	市民意見	意見に対する市の考え方
1	6 ページ (4) ライフ ライン被害 ・上水道 ・下水道	「上水道」「下水道」について、「上水道」とは井戸給水、「下水道」は浄化槽も含まれているのでしょうか。ガスについては「都市ガス」となっているため「プロパンガス」は含んでいないことがわかります。	上水道の数値は、「平成 31 年度版統計しろい」の給水人口（市営及び県営水道）を分母としていますので、井戸給水は含まれません。 また、下水道の数値は、下水道処理対象人口＝人口（令和元年 7 月 31 日時点）×普及率×水洗化率を分母としていますので、浄化槽は含まれていません。 【その他】
2	6 ページ (4) ライフ ライン被害 ・交通	「交通（道路）」において「緊急輸送道路 19. 15 kmのうち 1. 82 箇所」とあるが「1. 82」は「箇所」でしょうか、「km」でしょうか。	被害単位は、箇所としています。算出方法は、市内の道路延長に対する東日本大震災の実績を基にした震度別の道路施設被害率（箇所／km）を乗じ、道路被害箇所数を算出しています。 【その他】
3	9 ページ (1) 住宅	「住宅の耐震化率の目標は、令和 7 年度に 95%とします。」とあるが、7 ページにある住宅の各戸数及び耐震化率の「耐震性無 a：約 1, 908 戸」を分母に加算する場合、耐震化率を約 92%から 95%にするためには、令和 7 年度までに「耐震性有（b + c）」の数値と「耐震性無（a）」の数値目標をどの程度目指しているのでしょうか。	市は目標値の達成に向け、本改定案に基づき、県と相互に連携を図りながら、耐震化を推進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図っていくこととしています。 これらの施策により、今後も耐震性が確保された住宅の新築のほか、耐震性の無いの高経年住宅の耐震改修又は解体並びに建替えが進むことで、耐震化率が向上していくものと考えており、それぞれの数値目標は設定しておりません。 【その他】

4	<p>9 ページ (3)市有建築物 イ.整備目標 1行目</p>	<p>整備目標として「令和7年度までにおおむね完了」とあるが、ここでは「%」表記ではなく「おおむね」という表記となっているのはなぜか。また、市有建築物の特定建築物は耐震化率100%となっている。8ページに記載ある(3)市有建築物「耐震性無a」の「その他」4棟がについて、令和7年度までには耐震化が図れない理由は。この4棟についてどう対応し、どのように市有建築物の耐震化を完了させるのか。</p>	<p>本改定案は、国の基本方針（平成18年国土交通省告示第184号）により、「市計画の目標設定は、県計画の目標を踏まえ、市において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の状況等を勘案し、目標を定めることを原則とする。」に基づき、目標年度を県計画の令和7年度までといたしました。目標は県計画では耐震化率の目標を設定すべきとありますが、市の実情等を勘案し、耐震性が不明な主な市有建築物の4棟は、速やかに耐震診断を行い、その結果の公表を行う整備方針とし、目標年度末までにおおむね完了できるよう取り組むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
5	<p>12 ページ 3次路線</p>	<p>法第5条第3項第三号（その他の緊急輸送道路）の「3次路線」において、「市道00-005号線他14線」とあるが、「他14線」について情報提供をお願いします。</p>	<p>千葉県緊急輸送ネットワーク図による、市内の3次路線は、重要物流道路（物流拠点（工業団地））として以下の路線が指定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道 00-005 号線 ・市道 00-003 号線 ・市道 00-004 号線 ・市道 00-101 号線 ・市道 00-105 号線 ・市道 00-103 号線 ・市道 00-102 号線 ・市道 09-009 号線 ・市道 08-009 号線 ・市道 08-007 号線 ・市道 08-010 号線 ・市道 08-011 号線 ・市道 13-001 号線 ・市道 13-003 号線 ・市道 13-007 号線 <p style="text-align: right;">【その他】</p>
6	<p>12 ページ (3)天井等の脱落対策</p>	<p>市内にある建築物で該当する施設の現状棟数、対策済みの割合等について明記しないのはなぜか。</p>	<p>御意見の各種数値につきましては、全数把握が困難なことから、表記していません。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
7	<p>13 ページ (4)ブロック塀対策の推進</p>	<p>「危険なコンクリートブロック塀」について箇所数、延べ長さ、対策済み数等数値化した表記がないのはなぜでしょうか。</p>	<p>御意見の各種数値につきましては、全数把握が困難なことから、表記していません。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>

8	14ページ 2.(2)所有者等に対する適切かつ・	下から2行目に「県と連携し」とあるが、「適切かつ幅広いメニューを提示」するのに県と連携しないと要請できないでしょうか。	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、法という。）第6条第1項より、市は県計画に基づき、市計画を定めるよう努めるものとしてされています。</p> <p>ご指摘の項目につきましては、県計画では「県及び市町村は…」から始まる同様の記載をしており、当市としましても、市単独で行うよりも、県と連携することで効率的かつ有効な情報提供ができるものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
9	16ページ 1.耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示・公表等	下から2行目「市は、建築物の耐震化を促進するため、県と連携して情報収集・提供等を行います。」とあるが、「県と連携して」は不要ではないかと思われる。単に「情報収集・提供等を行います。」で良いのではないのでしょうか。	<p>市内の建築物は、千葉県（特定行政庁）と白井市（限定特定行政庁）で所管が区分されており、本計画においても千葉県（特定行政庁）との連携は必要であると考えています。</p> <p style="text-align: right;">【その他】</p>
10	59ページ 白井市耐震診断・耐震改修補助金の概要	補助対象について、耐震改修に係る費用についてのみが対象なのか。国の補助対象等においては、「改修工事のみ」とは限っていない。建て替え又は「耐震性無」の建築物の解体についても対象にできると思われることから、市の施策においてこれらについても対象とし、助成することで少しでも耐震化に興味を持ってもらうことの一助にしたらどうでしょうか。	<p>耐震改修補助につきましては、戸建住宅の耐震改修を行う者に対し、当該耐震改修工事に要する費用の一部について補助金を交付しているところです。当該補助金は、限られた予算の中で、災害に強いまちづくりを推進するため行っておりますが、今回の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">【参考】</p>